

令和6年度

第1回江別市緑化推進審議会

日時 令和6年8月5日（月）
午前10時00分～
場所 江別市民会館21号室

次 第

【委嘱状交付】

あいさつ 江別市長 後藤 好人

【緑化推進審議会】

1 開 会

2 委員等紹介

- (1) 委員自己紹介
- (2) 事務局紹介

3 正副会長の互選および会長職務代理者の選任

4 議事

- (1) 報告事項
 - 報告第1号 第2次江別市緑の基本計画について
 - 報告第2号 第2次江別市環境管理計画兼地球温暖化対策
実行計画（区域施策編）について
 - 報告第3号 江別市保存樹木の指定解除について
- (2) 審議事項
 - 議案第1号 江別市指定樹木の樹種変更について
- (3) その他

5 閉 会

【配付資料】

- 資料1 江別市保存樹木の指定解除について
- 資料2 江別市指定樹木の樹種変更について

令和6年度第1回江別市緑化推進審議会会議録(要旨)

と き	令和6年8月5日(月)午前9時58分～午前11時39分	
ところ	江別市民会館21号室	
出席者等	委員	【10名】 大原会長、我妻副会長、門脇委員、郷委員、鎌田委員、田原委員、根木委員 皆川委員、阿部委員、出南委員 ※会長・副会長は本審議会で選出
	事務局	【9名】 後藤市長、近藤生活環境部長、千葉生活環境部次長、谷口環境室長、 鈴木環境課長、田中自然環境担当主査、丹羽脱炭素担当主査、 廣川環境保全係主任、喜多緑化専門員
	傍聴者	なし
	報道	【2名】 北海道新聞江別市局土門記者、北海道建設新聞吉村局長付部長
司会	鈴木環境課長	
後藤市長より各委員に委嘱状交付		
市長挨拶	江別市長 後藤 好人	
委員自己紹介	各委員	
職員自己紹介	各職員	
鈴木課長	次第の 3、正副会長の互選および会長職務代理者の選任ですが、江別市緑化推進 条例第 22 条及び江別市緑化推進条例施行規則第 12 条の規定により、会長、副会 長、それぞれお 1 人を皆様の互選により選出いたします。 互選の方法について皆様にお諮りいたしますが、どのように選考したらよろしいで しょうか。	
委員一同	意見なし	
鈴木課長	特にご意見がないようであれば、事務局案を提示させていただきたいと存じま すがよろしいでしょうか。	
委員一同	了承	
鈴木課長	それでは事務局案をお示しいたします。 会長には大原雅委員を、副会長には我妻尚広委員を推薦いたします。	
委員一同	了承	
就任挨拶	大原会長、我妻副会長	
鈴木課長	江別市緑化推進条例施行規則第 12 条第 4 項の規定により、会長、副会長ともに 事故がある時のため、あらかじめ会長が職務代理者を指定しておくこととなっており ます。 大原会長から、指定をお願いいたします。	
大原会長	職務代理者は、門脇委員を指定します。	

門脇委員	了承
後藤市長、退席	
傍聴希望者なし	
大原会長	<p>それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。 報告事項が3件、そして審議事項が1件ございますけれども、まず報告事項の1番目になります「第2次江別市緑の基本計画」について、事務局の方からご説明をお願いいたします。</p>
田中主査	<p>報告事項第1号について、説明いたします。 「第2次江別市緑の基本計画」の冊子をお開きください。 この第2次江別市緑の基本計画の策定に当たりましては、2年前から昨年度にかけて、本審議会で骨子案、素案等を示してご審議いただき、素案に対してはパブリックコメントなどの市民意見も踏まえて、最終的に策定に至ったものとなっております。</p> <p>本計画の概要についてご説明いたしますので、1ページ目をお開きください。 1、緑の基本計画とは、というふうになっていますがこのうち、計画策定の背景と目的としては、都市緑地法に基づき、緑地の保全や緑化の推進に関して、将来像、目標などを定める緑に関する総合的な計画で、今後あるべき緑の将来像及びそれを実現するための取組を推進することを目的としております。</p> <p>次に2ページ目をお開きください。 本計画の位置付けとしては、第7次江別市総合計画を上位計画として、江別市都市計画マスタープランの他、江別市環境管理計画、江別市地域防災計画、江別市景観形成基本計画など、各分野の計画との整合性をもとに定めるものです。 これらの計画と一体となって江別市が目指す緑の将来像を実現していくものという位置付けになっております。 また、本計画は、公共施設の整備や開発行為などの指針となるものですが、法的な拘束力や強制力を持つものではなく、あくまで緑について目指すべきビジョンということになります。 なお本計画の期間は令和6年度、2024年度から令和15年度、2033年度までの10年間となっております。 計画の達成状況などを勘案しながら、必要に応じて見直しを行う予定としております。</p> <p>次に4ページをお開きください。 2、江別市みどりの現状と課題のうち、緑の特性としては、市全体の面積の約10%を占める野幌森林公園をはじめ、石狩川を含む42の河川、農村部の耕地防風林、鉄道林などの多様な緑があり、緑の規模や質、形態や特性に応じて、緑の要、骨格、拠点として位置付けられており、5ページ下段②に示される市民アンケート結果から、「緑に親しめる空間がある」と思う市民割合も、高い水準となっております。</p> <p>次に6ページをお開きください。 公園や緑地、公共施設等の緑の状況としては、大麻、野幌、江別の各地区に、自然の景観を生かした公園が配置され、地域の憩いの場となっており、市民1人当たりの公園面積も、第1次の計画が策定された平成13年度から順次増加しております。 また、7ページには、地域の緑地状況が示されており、市全体の緑被率は約81%、</p>

市街化区域に限れば 22%となっています。

次に 8 ページをお開きください。

緑を取り巻く動向としては、SDGs、昨年のゼロカーボンシティ宣言との関連について触れており、続く 9 ページでは、国や道の動向、江別市の関連する計画について説明してあります。

次に 10 ページをご覧ください。

緑の課題のうち、「緑の整備に関する課題」としては、緑は量的に充足しているという認識で、今ある緑の適切な保全や維持管理や、今後の人口減少及び少子高齢化の中、市の財政規模に合った維持管理、更新費用の平準化、最適化などが、今後の課題と考えております。

次に、「緑の質や機能に関する課題」としては、緑の要である野幌森林公園、石狩川や鉄道林、防風林といった、骨格的な緑を将来の世代へ引き継ぐために、今後も保全と活用が必要といった「環境保全系統」の課題を初め、「レクリエーション系統」、「防災系統」、「景観構成系統」の課題に整理しており、11 ページでは、緑と市民の関わりに関する課題を、参加協働、利活用、担い手の項目に分けて整理してあります。

次に 12 ページをお開きください。

3 基本理念と基本方針の中で、基本理念について、上位計画である第 7 次江別市総合計画で示されている将来都市像「幸せが未来へつづくまち えべつ」に即して、「みどり・水・らしさ」とともに心豊かに住み続けられるまち えべつ と設定し、13 ページで、緑を「まもる」、「そだてる」、「いかす」の 3 つを本計画の基本方針としております。

次に、14 ページをお開きください。

緑の将来像として、市民が日常生活を通じて身近な緑と水と江別らしさを感じられ、“心豊かに住み続けられるまち”を作ることとし、緑の要である野幌森林公園や骨格となる石狩川、鉄道林、耕地防風林をはじめ、緑の拠点となる公園、中小河川などの身近な緑や水辺が充実し、江別らしさを実感できるまちを目指します。

15 ページには、4 施策の体系として「まもる」、「そだてる」、「いかす」の 3 つの基本方針を受けた施策の体系として、8 つの取組にまとめて記載しております。

次に 16 ページをお開きください。

5 取組の内容のうち、8 つの取組の 1 つ目「森林などの緑をまもる」の内容として、野幌森林公園の緑の保全、市街地を取り巻く緑の保全、身近な緑の保全、脱炭素社会の実現のための緑の保全を挙げており、17 ページでは、取組の 2 つ目、「水辺をまもる」の内容として、河川・湖沼の緑の保全、河畔林の保全をあげております。

次に 18 ページをご覧ください。

取組の 3 つ目「緑の拠点・施設のネットワーク化」の内容として、緑の拠点となる公園などの整備や保全、河川等水辺空間のネットワークの充実、公園と歩道による、日常生活の快適な移動ネットワークの維持、コンパクトなまちづくりに対応した、公園施設の整備や適正配置の検討をあげており、19 ページでは、当市における公園配置の考え方と、公園の緑化目標について記載しております。

次に、20 ページをお開きください。

この 20 ページ続く 21 ページでは、取組の 4 つ目、「緑化の推進」の内容として、駅前や公共施設・商業施設敷地や沿道の緑化や花づくり、公共空間での緑化の推進、市民協働による公園整備や維持管理の推進、道路の緑化と適正な維持管理、住宅地の緑化推進、商業地・工業地の緑化推進をあげております。

次に、22 ページをお開きください。

取組の 5 つ目「緑づくりへの支援」の内容として、緑の保全や緑化活動に対する支援、緑に関する技術提供、緑と水に関する情報発信の仕組みづくりをあげており、続く 23 ページでは、取組の 6 つ目「緑にふれる機会の創出」のうち、野幌森林公園や市街地内の樹林地の活用、石狩川や中小河川の活用、グリーンツーリズムなど農地を活かした農村との交流、湖沼や旧河川の河跡湖(三日月湖)の活用、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化による誰もが緑に触れることのできる環境づくり、イベントや自然環境学習を通じた活用、冬季も緑に触れることができる環境づくりをあげております。

次に 24 ページをお開きください。

こちらは、取組の 7 つ目「防災、減災に資する緑づくり」の内容として、避難場所としての防災機能の充実、緑道、歩道など避難所としての防災機能の充実、延焼防止帯となるグリーンベルトの確保を挙げております。

続く 25 ページでは、取組の 8 つ目「生物多様性保全に資する緑づくり」の内容として、森林や河川・湖沼の野生生物生息環境の保全、野生生物との共生、エコロジカルネットワークを担う河川や公園の樹林地の保全をあげております。

次に 26 ページ目をお開きください。

こちらには、今の 25 ページなどでお話してきたエコロジカルネットワークのイメージ図を掲載しております。

続きまして 28 ページをお開きください。

6 緑の配置計画ですが、緑には多面的な機能として「都市緑地法運用指針」で示される「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の 4 つな主な機能があり、ここでは「環境保全の視点から見た緑の配置計画」として、都市環境の基盤、優れた自然環境、快適な生活環境の形成、エコロジカルネットワークの項目をあげており、続く 29 ページに配置計画図を示しております。

次に 30 ページをお開きください。

ここでは「レクリエーションの視点から見た緑の配置計画」として、自然との触れ合いの場となる緑、市街地におけるレクリエーションの場、郊外におけるレクリエーションの場、レクリエーションの場のネットワークの項目をあげており、31 ページに配置計画図を示しております。

次に 32 ページをお開きください。

ここでは、「防災の視点から見た緑の配置計画」として、江別らしいシンボリックな緑の景観、住宅地の緑の景観、商業地区工業地区の緑の景観、公共空間の緑の景観の項目をあげており、続く 35 ページに配置計画図を示しております。

すみませんちょっと飛ばしてしまいましたね 32 ページにお戻りください。

ここでは、「防災の視点から見た緑の配置計画」として、避難場所の整備、避難路の確保、防災グリーンベルトの配置の項目をあげており、33 ページにその配置計画図を示しております。

続く 34 ページをお開きください。

ここでは、「景観の視点から見た緑の配置計画」として、江別らしいシンボリックな緑の景観、住宅地の緑の景観、商業地区・工業地区の緑の景観、公共空間の緑の景観の項目をあげており、続く 35 ページにこちらの配置計画図を示しております。

この後 36 ページ以降につきましては資料編となっております、この本編を補足する内容として、計画策定で参考とした、江別市の環境についてのアンケート結果や緑被状況調査結果などを掲載しております。

緑の基本計画の内容についての説明は以上でございますが、本計画に基づき、今後あるべき緑の将来像の実現に向けて、「みどり・水・らしさ」とともに心豊かに住み

	<p>続けられるまちを推進してまいります。</p> <p>第2次江別市緑の基本計画についての報告事項は以上でございます。</p>
大原会長	<p>今年の3月末にでき上がりました第2次江別市緑の基本計画について、ご説明をいただきました。</p> <p>最初の2ページ目のところで計画の位置付け、江別市の「総合計画」のもと、マスタープランがあって、緑の基本計画ができあがっているということと、それに基づいて、緑を「まもる」、「そだてる」、「いかす」という流れの中で、今後10年間江別市の緑化を進めていくというところをご説明いただいたかと思います。</p> <p>皆様の方から、ご質問やご意見はございますでしょうか。</p>
委員一同	意見なし
大原会長	<p>報告事項の2番目、「第2次江別市環境管理計画兼地球温暖化対策実行計画について」、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
丹羽主査	<p>第2次江別市環境管理計画兼地球温暖化対策実行計画(区域施策編)についてご説明いたします。</p> <p>冊子の計画本編をご覧ください。</p> <p>第2次江別市環境管理計画兼地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は、江別市における環境課題への対策と、ゼロカーボンシティの実現に向けて、誰もが率先して環境の取組を実践できるまちを推進する計画です。</p> <p>本計画の策定に当たりましては、一昨年度から昨年度にかけて、江別市環境審議会において、骨子案、素案をお示しし審議いただいたほか、市内の事業者や団体等で構成された地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定に係る協議会や、素案に対するパブリックコメントなどの意見を踏まえ、策定に至ったものです。</p> <p>それでは、本計画の概要について説明いたします。</p> <p>本計画は前計画である江別市環境管理計画を見直すにあたり、環境問題や脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を包含して、1つの計画としてまとめたものでございます。</p> <p>表紙をめくっていただきまして目次をご覧ください。</p> <p>本計画は、4章と資料編で構成しており、第1章で「計画策定の基本的な考え方」、第2章で「江別市の概要」、第3章で「めざす環境の姿と環境政策」、第4章で「計画の推進体制と進行管理」としております。</p> <p>次に2ページをご覧ください。</p> <p>2ページから7ページまでは、「第1章計画策定の基本的な考え方」について記載し、2ページでは、計画策定の背景として「SDGs」、3ページでは「地域循環共生圏」、パリ協定での「脱炭素社会の実現」について記載しております。</p> <p>次に4ページでは、「計画策定の目的」、5ページでは「計画の位置付け」を記載し、本計画は、第7次江別市総合計画を上位計画として位置付け、関連する市の個別計画と連携を図っております。</p> <p>次に6ページでは、計画で「対象とする環境の範囲と内容」について記載し、7ページでは、「計画の期間」を記載しております。</p> <p>令和6年度から15年度までの10年間の計画期間とし、中間年で必要に応じて見直すこととしております。</p> <p>次に10ページをご覧ください。</p> <p>10ページから15ページまでは、「第2章江別市の概要」について記載しており、市民、そして市外の方にも、江別市のまちの概要について知っていただけるように記載しております。</p>

次に 19 ページをご覧ください。

19 ページからの第 3 章では、本計画の環境政策に関する部分となりまして、「環境の将来像」は、第 7 次江別市総合計画の中で、基本目標として掲げている、「豊かな自然とともに暮らす、環境にやさしく、美しいまち」としております。

次に、20 ページ、21 ページをご覧ください。

環境政策の全体像について記載しており、5 つの環境目標と 9 本の環境施策の柱、さらに 22 本の環境施策、そして関連するSDGsの目標を記載しています。

次に、22 ページをご覧ください。

第2次環境管理計画は、地球温暖化対策実行計画の(区域施策編)を新たに包含した計画となりますことから、22 ページからの環境目標の「1地球環境」では、地球温暖化対策に関する内容を重点的に記載しており、22 ページから 33 ページまで、現状と課題について記載しています。

29 ページをご覧ください。

29 ページでは江別市の「温室効果ガスの排出量」の現状と課題について記載し、下の円グラフにありますとおり、江別市における温室効果ガスの部門別排出量では、家庭部門と業務部門を合わせて、約 50%となっておりますので、まずはこの部分の温室効果ガスの削減に努めていくことが重要と考えております。

34 ページをご覧ください。

34 ページは、環境目標「地球環境」や、その施策の柱の内容について記載しています。

次に 35 ページです。

35 ページからは、今後の 10 年の環境施策について記載していますが、専門用語が多いため、コラムやページ下段に用語解説という形で説明を加えています。

35 ページでは施策 1 として、「事務事業における脱炭素の率先実行」を掲げています。

次に 37 ページでは、環境施策として、「家庭への脱炭素化の普及促進」について記載しております。

ページをめくっていただきまして 39 ページでは、施策 3 として「事業者の脱炭素経営の促進」を掲げ、また、施策 4 として「再生可能エネルギーの導入拡大に向けたモデル構築」を掲げています。

ページをめくっていただき、施策 5 として、「地域と共生した再生可能エネルギーの促進」を掲げ、また、施策 6 として、「脱炭素まちづくりの推進」について記載しています。

41 ページからは、市民の取組として、「環境に配慮した行動の実践」、「省エネルギー設備や再生可能エネルギーの積極的な導入の検討、自家用車の電動化とエコドライブ等の実施。

ページをめくっていただき、「地球温暖化問題に対する意識向上と活動の実践」について記載しています。

43 ページからは、事業者の取組として、「脱炭素経営の転換」、「省エネルギー設備や再生可能エネルギーの積極的な導入の検討」、「社用車の電動化とエコドライブ等の実施」、「環境に配慮した事業活動の実践」、ページをめくっていただき、「地球温暖化問題に関する意識の向上と活動の実践」について記載しています。

44 ページの中段の(5)成果指標につきましては、本計画の上位計画である第 7 次江別市総合計画の未来戦略に合わせて設定してあります。

また、45 ページでは、国が目指す温室効果ガスの削減目標に合わせた、市の削減目標を定め、2030 年度には 2013、年度比で 48%の削減を目指そうとするもの

	<p>です。</p> <p>次に 47 ページからは、環境目標「2 資源循環」について記載しております。</p> <p>47 ページから 49 ページまでは、現状と課題について記載しています。</p> <p>次に 50 ページでは、環境目標「資源循環」や、その施策の柱の内容について記載しています。</p> <p>51 ページからは、環境施策として、「施策 1 ごみ減量化の推進」のほか、計 4 つの施策と、ページをめくっていただき、53 ページでは、市民の取組と、事業者の取組、成果指標について記載しております。</p> <p>次に 54 ページからは、環境目標「3 自然環境」について記載しており、54 ページから 58 ページまで、現状と課題について記載しています。</p> <p>次に 59 ページでは、環境目標「自然環境」やその施策の柱の内容について記載しています。</p> <p>ページをめくっていただき、60 ページでは、環境施策として「施策 1 生物多様性の保全」のほか、計 3 つの施策と、61 ページでは、市民の取組と、事業者の取組、成果指標について記載しています。</p> <p>続きまして 62 ページからは、環境目標「4 生活環境」について記載しており、62 ページから 66 ページまでは、現状と課題について記載しています。</p> <p>次に 67 ページから、環境目標の「生活環境」や、その施策の柱の内容について記載しております。</p> <p>68 ページ及び 69 ページにおいて環境施策として、環境施策「1 大気環境の保全」のほか、計 6 つの施策と、ページをめくっていただき 70 ページにおいて、市民の取組と事業者の取組、成果指標について記載しております。</p> <p>次に 71 ページからは、最後の環境目標「5 参加・協働」について記載しており、71 ページから 74 ページまでが、現状と課題について記載しております。</p> <p>次に 75 ページでは、環境目標の「参加・協働」やその施策の柱の内容について記載しております。</p> <p>次に、ページめくっていただき 76 ページから、環境施策として、「施策 1 環境教育・学習の推進」のほか、計 3 つの施策と、隣のページ 77 ページでは、市民の取組と事業者の取組、成果指標について記載しております。</p> <p>次に本編最後のページ、80 ページでは、本計画の、推進体制について記載しており、市民、事業者、関係団体などと連携、協働、協力しながら計画を推進して参ります。</p> <p>次のページからは資料編となりまして本編を補足する内容として、計画策定で参考とした江別市の環境についてのアンケート結果や、再エネ導入調査の結果などを記載しております。</p> <p>計画内容についての説明は以上でございますが、本計画に基づき、江別市における環境課題への対策と、脱炭素社会の実現に向けて、誰もが率先して、環境の取組を実践できるまちを推進して参ります。</p> <p>以上でございます。</p>
大原会長	<p>江別市環境管理計画、その中で特に地球温暖化対策の実行計画も含めての内容について、ご説明いただいたところです。</p> <p>先ほどの緑の基本計画と、この全体の環境管理計画が併走しながら、江別市の環境を良くしてこう、守っていこうという形になっているかと思えます。</p> <p>エネルギー問題とか脱炭素の問題、ごみの問題、そして環境教育ということも含めてご報告があって、その内容が盛り込まれている計画というふうに拝聴いたしました。</p> <p>ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。</p>

<p>門脇委員</p>	<p>2つの計画ご説明ありがとうございました。</p> <p>緑の基本計画に関しましては、改めてこの江別市には野幌の森林公園だけではなくて石狩川の水辺や耕地防風林、そういった緑の環境、自然環境が、豊富な市だなということを認識させていただきましたし、それらを次の世代につなぐためにこの基本計画の実施が重要と思いました。</p> <p>また地球温暖化対策実行計画については、非常に大きな課題に向けて、あらゆる側面からの取組が、必要ということを改めて認識させていただきました。</p> <p>我々は、緑化推進審議会の委員として、新たに3年間委嘱されたところですが、前の委嘱期間の際は、緑の基本計画の策定についての審議に参加させていただきました。今年からこの2つの新しい計画が動き出すのですが、我々がその「委員」として、これら計画の実行段階でどういったことが期待されているのかを教えてくださいなと思いました。</p> <p>新たに「委員」なられた方もいらっしゃると思いますので、どういったことが期待されているかということの説明をいただければ、私も含めて「委員」のモチベーションも上がるのかなと思いました。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします</p>
<p>田中主査</p>	<p>今ご説明した各種環境計画がこれからスタートしていく訳ですが、その環境計画を進めていくに当たって、緑化推進審議会の委員の皆様、どういう役割が期待されているのかということでご質問がありました。</p> <p>今ご説明したように、この計画に基づいてこれから市の緑化行政、そして環境行政について実際に進めていくこととなります。</p> <p>その中で、今計画の中で説明してきた取組などについて、皆様にこの審議会の場で報告、また、その他緑化に関する課題について、皆様に審議いただくこととなります。</p> <p>今日も、審議事項が1件入っていますが、そういった実際の緑の課題についてご審議いただいたり、我々が今こういうふうに進めていますということをご報告したことについて、皆様から、専門家の立場、市民のお立場、各種関係団体のお立場から、ご意見等いただければ、それに合わせて、我々の施策の方を調整しながら、この計画を前に進めていくということとなります。</p> <p>これからも毎年2回ずつぐらい審議会が予定されています。</p> <p>その中で、実際に進めている緑の施策、そして、皆様にご意見いただきたい、審議事項についてご説明した際に、それぞれのお立場から、ご意見いただければ、それに合わせて、行政の施策の方を調整するという形になりますので、ぜひ積極的に、どんなことでも構いませんので、お気軽に多数ご意見をお寄せいただければと思います。</p>
<p>大原会長</p>	<p>多分皆様も、今日来てみて「私は何をやればいいのか」と感じたと思います。</p> <p>公募に応募された方も、先ほど「野幌の公園をもっと守りたい」とか、そういう個人それぞれのバックグラウンドの中で、市民の代表者だと思って、自由にご発言いただければと思います。</p> <p>特に昨年度までは、この「緑の基本計画」を作るという大きなミッションがあったので、逆に言うとこれから計画を作るという訳ではないけれども、どのように3年間この審議会に関わっていったらいいかという、実は大事なポイントだと思います。</p> <p>なので、ちょっと個別に気がつかれたこともありますし、例えばこの基本計画に関して、今どうなってるのかとか、そういう素朴な疑問でも結構ですので、会議の時もそうではない時でも、市にご意見をお寄せいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

	<p>いろいろな委員の中で2年間はあるけれども、3年間とちょっと長い期間です。緑を見ていくというのは、ちょっとロングタームの役目となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>そのほか、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
委員一同	意見なし
大原会長	<p>続きまして報告事項の第3号「江別市保存樹木の指定解除について」に関しまして、事務局の方からご説明お願いいたします</p>
田中主査	<p>資料1「江別市保存樹木の指定解除について」をご覧ください。</p> <p>江別市では、素晴らしい樹木、名木と呼ばれるような樹木を選定して、指定樹木に指定し、指定後10年以上が経過して、なお状態が良好であるときには、これを保存樹木にすると、緑化推進条例の方で定めがございまして、現在100本以上の樹木が保存樹木・指定樹木となっております。</p> <p>古い樹木が多いため、どうしても傷みや病気などが発生し、時折この指定の解除ということが出てきます。</p> <p>今回の報告第3号としてご説明させていただくのは、江別市の保存樹木として指定されていた樹木、番号が116番の「キリ」、大麻ひかり町にあったものなのですが、こちらを指定解除しましたというご報告になります。</p> <p>解除の状況の欄を見ていただくと、令和6年2月18日付けで、幹の一部で樹皮が剥けるなどして弱っており危険があるためとして、保存樹木等指定解除申請書の提出を受けたものというふうに記載してあります。</p> <p>このキリも古い樹木でしたので、もともと胴枯れ病もあり、枯れ枝の増加により枯れ枝の剪定等の治療も過去には行ってきていたんですが、どうしても状態が悪化していました。資料はちょうど今年の2月に現地確認をして撮影した写真ですが、胴枯れの進行によって太い幹の部分の剥皮が非常に進んでおり、上の枝もかなり枯れが進んでおります。</p> <p>このような状態になると、台風等強風の時に枝折れ、ひどい場合にはこの主幹自体が折れて倒木すると言ったことも考えられますので、所有者の方から、「かなり危険な状態になってきたので、伐採を検討している」と話がありました。</p> <p>保存樹木、指定樹木等に指定されている場合は、伐採等が簡単にできない、「守りなさい」という条例になっておりますので、保存樹木の指定を解除してくださいという申請が所有者の方からありました。</p> <p>この申請を受けて、確かに危険な状態ということが確認できましたので、緑化推進条例の第10条第3項の規定に基づいて、この保存樹木の指定を解除して、同条第4項の規定に基づいて所有者に、「申請どおり、こちらの樹木については保存樹木の指定を解除しました」と、通知したものであるということになります。</p> <p>報告第3号江別市保存樹木の指定解除についての事務局説明は以上です。</p>

大原会長	<p>ご報告ありがとうございます。</p> <p>長年、保存樹木として指定されていた「キリ」ですけれども、長年経ちまして、やはり樹木も老化して参りまして、残念ながら、今回伐採せざるをえないという状況になったということだと思います。</p> <p>指定するにあたっては、市が勝手に指定するわけではなくて、もちろん持ち主様のご了解を得て、「指定させてください」ということで指定しているものですから、持ち主様の方で、「かなり傷んできてるので、もうこれ以上無理じゃないか」というお話をいただいて、市の方もそれを解除しないと切れないという状況になったということで、この手続きということになっております。</p> <p>致し方ないところかと思えますけれどもご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
委員一同	意見なし
大原会長	<p>続きます、審議事項の方に移りたいと思います。</p> <p>議案第1号「江別市指定樹木の方の樹種変更について」、事務局からご説明お願いいたします。</p>
田中主査	<p>議案第1号「江別市指定樹木の樹種変更について」、事務局からご説明させていただきます。</p> <p>資料2「江別市指定樹木の樹種変更について」をご覧ください。</p> <p>上の方に樹木詳細が表になっています。</p> <p>樹木番号151番、酪農学園大学にあるイタヤカエデという樹種です。</p> <p>こちらの樹種、登録当時は「イタヤカエデ」として指定樹木に選定しているのですが、その後の調査において「ベニイタヤ」という、イタヤカエデの亜種であることが判明したため、登録してある樹種を「イタヤカエデ」から「ベニイタヤ」へ変更したい、というものとなっております。</p> <p>下の方に樹木全体の写真、そしてこの樹木の葉の写真の方を載せてあります。</p> <p>裏面は図鑑を写したもののなのですが、この「イタヤカエデ」と、亜種「アカイタヤ」と「ベニイタヤ」2種類呼び名がありますが、こちらの詳細が示されています。</p> <p>右側にそれぞれの葉の特徴と写真が載っていますが、イタヤカエデと、このアカイタヤ・ベニイタヤの葉を比べると、イタヤカエデは尖った部分が、7裂、7個に裂けた葉が一般的なものとなっているのに対し、亜種のアカイタヤ・ベニイタヤは、5裂、5本に裂けた葉、そしてこの裂け方が浅いというのが特徴となっております。</p> <p>また表に戻っていただいて、今回江別市で指定していた、このイタヤカエデの葉、実際に採って見てみると、5裂で裂け方も浅くなっているのがわかると思います。</p> <p>この木はかなり樹高が高いのですが、下から上まで全部この5裂、5本に裂けた葉であることを確認しておりますので、これはイタヤカエデの中でも、その亜種であるベニイタヤであると、いうふうに確認をしたものでございます。</p> <p>なお、この、アカイタヤ・ベニイタヤといったものは、あくまでイタヤカエデの亜種でございます。</p> <p>呼び方は先ほど見ていただいた、図鑑写しではアカイタヤというのが大きな文字になっていて、その後ろに別名でベニイタヤというふうに書かれています。</p> <p>ただ、江別市の指定樹木・保存樹木では、過去に「ベニイタヤ」として登録されていた樹木が1本あり、このイタヤカエデとベニイタヤを分けて過去に登録し</p>

	<p>ていたという実績がございますので、この実績に倣って、今回のこの樹木についても、樹木名を「アカイタヤ」ではなく、過去に登録されていた「ベニイタヤ」として、登録し直したいというものになります。</p>
大原会長	<p>当初、「イタヤカエデ」というふうに指定したものについて、その後、イタヤカエデではなくて亜種の「ベニイタヤ」と判明し、その名前の経緯も今ご報告いただきましたとおり、「ベニイタヤ」の方がふさわしいのではないかと、この審議事項の中に出て参りました。</p> <p>樹木のことなので、ご専門の委員の先生のご意見をいただいた方がいいかと思えます。門協委員いかがでしょうか。</p>
門協委員	<p>私の職場は「森林研究整備機構森林総合研究所林木育種センター北海道育種場」ですが、私はもともと行政職ですので、そんなに詳しくないのですが、北海道育種場には4名ほど森林とかの関係で博士号を持った者がおりますので、彼らの意見も聞いてみたところ、学術的には「イタヤカエデ」と「アカイタヤ・ベニイタヤ」を分けた方がいいとか、分けなくてもいいと意見はあるようですが、「確かにこの葉であれば、アカイタヤ」ということでしたので、ご提案のあったとおりの整理でよろしいかと思えます。</p>
大原会長	<p>我妻副会長は、いつもそばで見ている樹種としていかがですか。</p>
我妻副会長	<p>分類の方はあまり専門じゃないのですが、樹種ということであれば、亜種を分けるか分けないかは、先ほど門協委員が言われたとおり、いろいろな考え方がありますので、指定されたときの考え方では、「亜種は一緒」という考えで指定されたのかなと思えます。</p> <p>その後、「ベニイタヤ」が改めて指定される中で、こちらも分けようかというようなお考えだと思いますので、それで問題ないのではないかと思います。</p> <p>確かにこの木は良く学生の頃から見ていたのですが、僕も「ベニイタヤが生えている」とずっと思っていました。</p>
大原会長	<p>他の委員の皆様からご意見ございますでしょうか。</p>
皆川委員	<p>正式になるのは、「ベニイタヤ」なのですか。</p> <p>今、「アカイタヤ」っていうふうにおっしゃられたのですが、江別では「ベニイタヤ」と称してると聞こえたのですが、こういうものを書くときは「ベニイタヤ」と書くのですか。</p> <p>子供たちが何か見たときに、「アカイタヤ」だっていうふうに、こうやって見たときに、「ベニイタヤ」っていう名前が出てこなかったら困るなと思い、ちょっと私素人ですけど聞いてみました。</p>

田中主査	<p>事務局から、「アカイタヤ」、「ベニイタヤ」、どちらの呼び名が正しいのかというご質問について、ご説明させていただきます。</p> <p>先ほどご覧いただいた、資料の裏面の図鑑の方を見ても樹種「アカイタヤ」、「ベニイタヤ」両方が記載されております。</p> <p>これはどちらが正しいということではなく、「アカイタヤ」と呼ばれることもあれば、「ベニイタヤ」と呼ばれることもあるというふうに理解しております。</p> <p>その中で、江別市では、過去に樹種について「ベニイタヤ」として登録したという実績がございます。</p> <p>その登録されていたベニイタヤについては、こちらも所有者様からの「強風のときに危険なので伐採したい」という申し出があり、保存樹木の指定が解除になってしまって今はもうないのですが、「ベニイタヤ」を樹種として保存樹木に登録した実績があることから、それに合わせて江別市では、「ベニイタヤ」という樹種名で登録し直したいという、事務局提案でございます。</p>
大原会長	<p>図鑑には「アカイタヤ」が大きく書かれています。</p>
皆川委員	<p>子供たちが図鑑などを見た時に「アカイタヤ」を見れば、「ベニイタヤ」っていうのも書いてあるのかどうか知りたかったのです。</p> <p>何でも私たちは、図鑑見たり、引いたりして分かるものだから、両方書いてあれば何も言わなくてもわかるものですから。</p> <p>ただ、変えた際に、名前が違うというふうに、子供たちに聞かれた時に、答えるのがちょっと大変だなと思って。</p>
大原会長	<p>図鑑と一般名とか、なかなか釣り合わないところがあるのですが、江別市の中では「ベニイタヤ」で統一してきているということです。</p>
皆川委員	<p>すごく勉強する子がいて、その子が調べたら必ず図鑑で引かれるんです。</p> <p>私も素人だから、資料を見ないと分からないですし。</p>
門脇委員	<p>私も今回、この案を事前にいただいた時に、いくつか図鑑を見たのですが、どちらの名前でも索引で引けるようになっていました。</p> <p>地域によって呼び名がちがうこともあり、2つ3つ載ってることは多々ありますので、大丈夫かと思えます。</p>
大原会長	<p>この資料を見てしまうとどちらが出てくるか、時にわからなくなると困るので、貴重なご質問ありがとうございます。</p> <p>他の委員の皆様からご意見ございますでしょうか。</p>
委員一同	<p>意見なし</p>
大原会長	<p>この登録樹種を「イタヤカエデ」から、「ベニイタヤ」に変更して、進めるということでしょうか。</p>
委員一同	<p>了承</p>

大原会長	<p>全然審議とは関係ないのですが、今回の図鑑の中で「カエデ科」と書いてありますけれども、最近の分子系統学の進展で実は「カエデ科」はもうなくなってしまいました、今は「ムクロジ科」になっています。</p> <p>最近、遺伝子でいろいろと分類学、これまでの分類がいろいろ変わっております、図鑑も少し前のを見るとこれ「カエデ科」になっているのですが、今は「カエデ科」がなくなっちゃって、「ムクロジ科」になりました。</p> <p>そういうふうに分類なども少し変わってきているということもございます。</p> <p>全体を通じて、何かご質問等ございますでしょうか。</p>
委員一同	意見なし
大原会長	「その他」について事務局から何かご説明ありましたらお願いいたします。
田中主査	<p>本日、机の上に配付させていただきました「えべつ市民環境講座」というチラシをご覧ください。</p> <p>本日のこの審議の中でも、報告事項、そして審議事項の中で、保存樹木・指定樹木について、皆様のご意見をいただけてきたところですが、この江別市内に、この保存樹木・指定樹木として指定している名木が、今 111 本ございます。</p> <p>毎年、その内の数本をピックアップして、市民の皆様と一緒に見学して回ります「名木百選ウォッチング」というイベントを環境課で開催しております。</p> <p>こちらの市民環境講座の 2 回目の項目が、その「名木百選ウォッチング」になりますが、今年は 9 月 3 日の火曜日の予定となっております。</p> <p>今回、会長の大原先生を講師にお願いしてまして、大原先生と一緒に市内の名木を見て回るツアーとなっておりますので、ご興味のある方はぜひご参加いただければ幸いです。</p>
大原会長	<p>毎年、この講師をさせていただいているのですが、去年は 3 本目で雷雨に遭いまして、途中で中止というすごい雨でしたので、今年はお天気に恵まれればいいなと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>先ほど門協委員の方から、印刷物も含めて林木育種場のセンターのご説明があったので、林木育種センターについてご説明いただければと思います。</p>
門協委員	<p>お手元に配付させていただいております、この「林木育種センター北海道育種場」のパンフレットを基に説明させていただこうかと思います。</p> <p>野幌の森林公園をよく歩かれる方は、このパンフレットに掲載されている建物をご覧になって、気になられている方もいらっしゃるかもしれません。サッポロ珈琲館さんの対面にあるこの建物が「北海道育種場」でございます。</p> <p>もともとは農林水産省の中に林野庁というのがございまして、林野庁の下で、北海道林木育種場として、林木の育種に関する事業をおこなってまいりました。</p> <p>その後、国としての行政組織の見直しが何度かあり、研究関係のものは、「国立研究開発法人」という形で整理され、現在は「森林研究整備機構森林総合研究所林木育種センター北海道育種場」という名前になっております。</p> <p>「林木育種センター」の本所は、茨城県の日立市にございまして、当北海道育種場は、北海道の林木の育成を担当しています。</p> <p>林木の育種については、1 枚めくっていただいた見開きで説明されています。育種というと皆さんもご存じのように、米や競走場などのいろいろな分野で行われています。林業においてもせっかく木を植えるのであれば、少しでもまっすぐで成長が良く、将来高く売れるような木を植えたいというのが、林業やっている方々の思いだと思います。</p>

そのため、自然に生えているものやこれまで植えた木の中で成長や形のいいものを見つけてきて、それらをかけ合わせて、より成長の良い品種を開発するよう、我々は取り組んでいます。例えば、トドマツとかカラマツ、エゾマツといったものを対象に品種の改良、開発を行っています。

また次のページを開いていただいでください。左側にありますように、遺伝資源の収集保存も行っています。

これは、林木育種センターは、農林水産省の林野庁で林木ジーンバンク事業の実施機関であり、北海道地域については北海道育種場が林木の遺伝資源の収集・保存を行っています。

貴重な遺伝資源を集めるため、樹木の種や穂を取ってそのまま冷凍庫に保存することもありますし、接ぎ木等し苗木に育て、育種場内に育成する形で保存する場合があります。

その林木遺伝資源の収集保存事業の一環として、このページの一番下にある「林木遺伝子銀行 110 番」というものを行っています。これは本日審議されました保存樹木とも関係あるのですが、江別市さんはじめ、他の市町村さんでも、地域で生物学的、文化的に貴重な木々の保存活動を実施されています。

そのような保存された樹木の中には、様々な理由で枯れ始めているようなものもあります。そういったものについて、我々、北海道育種場は、自治体さんの要請を受け、木の穂先などを採取し、接ぎ木をし育てて、保存し、また育ったものを元のところにお返しする、といった活動を行っており、この取組を「林木遺伝子銀行 110 番」と呼んでいます。

110 番より 119 番の方がいいのじゃないかなと、私思っているのですが、なぜか 110 番と呼ばれてきています。

今年は、小樽の天狗山の「天狗桜」をお返しすることができました。「天狗桜」は、樹齢が 100 年以上経って樹勢が弱ってきているということで、小樽市さんからの要請を受けたものです。また、当別町の当別神社さんのイチイ、オンコですね、こちらは平成 30 年の台風で、隣にあるハルニレがバタンと倒れて、上部が枯損してしまったものです。その穂先を育種場職員が採取し、接ぎ木し、育て、今年にお返しすることができました。

江別市保存樹木の中でも、何らかの事情により、その保存樹木と同じ遺伝子を持ったクローンを育成し、後世に引き継ぎたいという際は、ご相談いただければお手伝いできるかもしれません。「かも」といいますのは、技術的にどうしても難しい樹種などもあるからです。引き受けてからお返しするまでに 3 年から 5 年ほどかかりますが、まずはご相談いただければなと思っております。

最後のページの右側は、開発した品種を普及していくために、実施している技術指導等のご紹介です。

林業用の苗木は、「採種園」で生産された種を育てて販売されています。採種園には、種をつける「母樹」が植えてあり、そこで採種された種から苗木が生産されています。この採種園に、新たに開発されたトドマツとかカラマツの品種が植え、育成するための技術的な指導を行っています。

以上で「北海道育種場」の説明を終わります。本審議会の視察先としてご要望があれば、お受けできるようにしたいと思っておりますので、視察の候補先としてご検討いただければと思っております。

<p>大原会長</p>	<p>林木育種場についてのご説明ありがとうございました。 是非3年の間でもし拝見できる機会があれば、皆さんも良いじゃないでしょうか。 こういうところで遺伝子を系統保存とかして下さっているの、いざという時に、また戻せるとか、皆様が植林・植樹したい時に、どこから持ってきたらいいのかとかという遺伝的な背景も、今では知らなくてはいけない状況ですので、こういうところで管理して下さっているということをご承知おきいただければと思います。 とても大切な役目を果たして下さっているところ、というふうに私は認識しております。</p> <p>根木さんにご意見いただいてもよろしいですか。</p>
<p>根木委員</p>	<p>「保存樹木の指定解除」について、こういう樹木を、大体1年間でどれだけ江別市内でどこの地域を選定して調査しているのかとか、毎年調査しているものなのか、4年に1回とかっていうふうに、期間を決めて調査しているのか疑問に思ったので、教えていただきたいと思います。</p>
<p>田中主査</p>	<p>根木委員の方から、保存樹木・指定樹木の調査、確認について、ご質問がありましたので、事務局から回答させていただきます。</p> <p>江別市指定樹木・保存樹木については、常に新しい候補木というのは募集しておりまして、我々が業務の中で市内を回る際に、新しく発見することもあれば、市民の方から「あそこにこんなすごい木があるよ」という情報提供をいただくこともございます。</p> <p>いただいた情報とかを基に現地確認等をおこなって、まずこの指定樹木に選定するのですが、その候補、「指定樹木候補」というのを表にして、我々が持っております。</p> <p>その中で順次チェックをするとともに、私有の木であれば所有者さんにも同意をいただかなきゃいけませんので、事前にお話して、同意等をいただいた上で、新しく指定樹木に選定する樹木については、審議会の委員の皆さんと一緒に現地に視察に行きます。</p> <p>視察に行って、その樹木について、新しく指定樹木に選定するのがふさわしいかどうかを皆さんにご審議いただくというのも、緑化推進審議会の1つの審議事項の柱となっております。</p> <p>一度そのように、指定樹木・保存樹木に選定された樹木については、樹木の専門の職員である緑化専門員が、指定されている樹木については、毎年最低1回は巡回して、状態の確認等を行っております。</p> <p>その状態の確認の中で、どうしても「古木」、古い樹木が多いですから病気等発生していれば、治療等の提案、また、簡便な作業であれば、環境課の方で直接作業を行って治療を行うということもやっております。</p> <p>そういった維持管理の中で、どうしても損傷が激しくなってきたり、伐採が必要であるという状況になれば、本日ご報告させていただいたように、所有者さんから、「やはり危険なので伐採したい」とかっていうお話があって、我々の方から「保存樹木の指定解除の申請書を出してください」というお願いをして、指定解除の申請書を出してもらったうえで、指定解除するといった流れになっております。</p> <p>今後の審議会においても、新規指定樹木について皆さんに実際に現地に行ってみていただいて、ふさわしいかどうか審議していただく機会があると思いますので、その際はどうぞよろしくお願ひいたします。</p>

大原会長	他にご発言ございますでしょうか。
委員一同	なし
大原会長	熱心なご議論いただきまして誠にありがとうございます。 進行を事務局の方にお戻しします
鈴木課長	閉会